

昭和二十四年運輸省令第三十号

航路標識法施行規則

航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)に基き、航路標識法施行規則を次のように定める。目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 海上保安庁の行う航路標識の管理(第一条の二―第一条の五)
- 第三章 航路標識協力団体(第一条の六)
- 第四章 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

第一節 燈光、音響又は電波の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識の設置及び管理(第二―第十四条)

第二節 燈光、音響又は電波以外の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識の設置及び管理(第十五―第二十六条)

- 第三節 雑則(第二十七条)
- 第五章 雑則(第二十八―第二十九条)

第一章 総則

第一条 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号。以下「法」という。)第一条第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 灯台(灯光の光度(実効光度が光度より小さい場合にあつては、実効光度。以下この条において同じ。))が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項及び別表第一において同じ。)
- 二 灯標(灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。)
- 三 灯浮標(灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。)
- 四 導灯
- 五 指向灯
- 六 照射灯
- 七 施設灯(灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。)
- 八 橋梁灯(灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。)
- 九 立標(標体(航路標識の頭標(航路標識の最上部に掲げられる形象物をいう。以下同じ。))以外(灯火を有する航路標識にあつては、頭標及び灯火以外)の平均水面より上方の部分(基礎の上面が平均水面より高い航路標識にあつては基礎の上面より上方の部分、第三号及び次号に掲げる航路標識にあつては水面より上方の部分)をいう。以下同じ。))の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。)
- 十 浮標(標体の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。)
- 十一 導標
- 十二 橋梁標(標体の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。)
- 十三 霧信号所
- 十四 無線方位信号所
- 十五 デイファレンシャル(S)局(デイファレンシャル方式によりグローバルポジショニングシステムの位置誤差を補正する電波標識をいう。第六条第一項第十六号において同じ。)
- 十六 AIS信号所(AIS信号(船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。第四条及び第二十八条の四において同じ。))の提供を行う電波標識をいう。以下同じ。)
- 十七 船舶通航信号所(レーダー、通信施設その他の施設及びこれらの附属の設備により船舶交通に関する情報の収集及び提供を行う電波標識をいう。第六条第一項第十八号において同じ。)
- 十八 潮流信号所

第二章 海上保安庁の行う航路標識の管理(管理航路標識に関する工事等の承認申請)

第一条の二 法第四条第一項の承認を受けようとする者は、第一号様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。(申請書の記載事項)

第一条の三 法第四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 管理航路標識の名称
 - 二 管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の目的
 - 三 管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の期間
 - 四 その他参考となるべき事項
- (承認申請事項の指定)
- 第一条の四 海上保安庁長官は、法第四条第一項の承認の申請について特に必要があると認めるときは、同条第二項及び前条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。(航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要な基準)

第一条の五 法第五条第二号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該管理航路標識の位置、構造又は設備を変更するものでないこと(海上保安庁長官が航路標識としての機能に支障が生じないと認める場合を除く。)
- 二 当該管理航路標識又はその附属施設を損傷するおそれがあるものでないこと。
- 三 当該管理航路標識の機能の障害となるおそれのある管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をするときは、その障害を防ぐために必要な措置をするものであること。

第三章 航路標識協力団体(航路標識協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第一条の六 法第七条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

第四章 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

第一節 灯光、音響又は電波の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識の設置及び管理(設置の許可申請)

第二条 法第十一条第一項の許可を受けようとする者は、第一号の二様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 航路標識の設置位置及び付近の状況を示した図面
 - 二 航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類
 - 三 航路標識の全体を示した側面図
 - 四 航路標識の機器の構成を示した図面
 - 五 第二号様式による告示要項書
- (申請書の記載事項)
- 第三条 法第十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 設置の目的

二 航路標識の供用開始の予定期日

三 その他参考となるべき事項

(用品の調査)

第四条 法第十一条第一項の許可の申請をする者が当該航路標識の用品として灯具、制御装置、電源装置、霧信号用機器、無線方位信号用機器、デイファレンシャル(S)用機器、AIS信号用機器、船舶通航信号用機器又は潮流信号用機器を使用するときは、第二条第一項の申請書及び同条第二項の書類のほか、当該用品の規格及び性能についての調書を提出しなければならない。ただし、海上保安庁長官が定める用品については、当該用品の型式を記入した書類を提出すれば足りる。(許可申請事項の指定)

第五条 海上保安庁長官は、法第十一条第一項及び法第十三条第一項の許可の申請について特に必要があると認めるときは、法第十一条第二項並びに第二条、第三条及び第九条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。(位置、構造及び設備の基準)

第六条 法第十二条第一号(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 既設の航路標識の機能を損なわないように設置すること。
- 二 航路標識の機能に及ぼす地形的影響ができるだけ少ない場所に、かつ、建築物、植物その他の物件により当該航路標識の機能が損なわれないように設置すること。
- 三 自重、波浪等による損傷等が航路標識の機能を損なわず、当該航路標識を継続して使用することに影響を及ぼさないこと。
- 四 灯台に係る標体並びに灯標及び灯浮標に係る標体及び頭標の塗色は、白、黒、赤、黄、緑又は青とし、海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。
- 五 灯台、灯標、灯浮標、導灯、指向灯、照射灯、施設灯及び橋梁灯にあつては、次の設備を有するものであること。
 - イ 灯光の光度又は実効光度は、設置の目的に適合するものであること。
 - ロ 灯光の色は、白、赤、黄、緑又は青とし、海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。

- ハ 灯光の光り方は、不動光、単明暗光、群明暗光、等明暗光、単せん光、長せん光、群せん光、複合群せん光、連続せん光、群急せん光、モールス符号光、連続不動単せん光、連成不動群せん光、不動互光、単せん互光、群せん互光、複合群せん互光又は明暗互光とし、海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。
- ニ 灯質（灯光の色及び光り方をいう。以下同じ。）は、付近の航路標識と明確に区別できるものであって、かつ、容易に視認できるものであること。
- 六 灯台にあつては、次の構造及び設備を有するものであること。
 - イ 標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。
 - ロ 標体の塗色は、別表第一の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりであること。
 - ハ 標体を帯状に塗色する場合にあつては、帯の幅は、標体の高さを奇数等分した値であること。
 - ニ 灯質は、別表第一の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。
 - 七 灯標にあつては、次の構造及び設備を有するものであること。
 - イ 標体の形状は、塔形又は柱形であること。
 - ロ 標体の塗色は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりであること。
 - ハ 標体を帯状に塗色する場合にあつては、帯の幅は、標体の高さを二等分又は三等分した値であること。
 - ニ 標体を縦縞に塗色する場合にあつては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。
 - ホ 灯質は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりであること。
 - ヘ 頭標を設置すること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ト 頭標の形状及び塗色は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりであること。

- 八 灯浮標にあつては、次の構造及び設備を有するものであること。
 - イ 標体の形状は、やぐら形であること。
 - ロ 標体の塗色は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりであること。
 - ハ 標体を帯状に塗色する場合にあつては、帯の幅は、標体の高さを二等分又は三等分した値であること。
 - ニ 標体を縦縞に塗色する場合にあつては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。
 - ホ 灯質は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりであること。
 - ヘ 頭標を設置すること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ト 頭標の形状及び塗色は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりであること。
 - 九 導灯にあつては、次の位置、構造及び設備を有するものであること。
 - イ 前灯及び後灯の位置は、それぞれの灯光を縦に一直線上に視認して進行した場合に安全に航行できるものであること。
 - ロ 標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。
 - ハ 前灯の灯光は、後灯の灯光より低い位置に設置すること。
 - ニ 灯光の色は、赤又は緑であること。ただし、赤又は緑とすることが適当でない場合には、白又は黄とすることができる。
 - ホ 灯光の光り方は、次の基準に適合するものであること。
 - (1) 前灯及び後灯に係る灯光の光り方は、不動光、単明暗光又は等明暗光とし、原則として同一のものであること。ただし、これらを同一のものとする適当でない場合には、不動光及び単明暗光又は不動光及び等明暗光とすることができる。
 - (2) 前灯及び後灯に係る灯光の光り方を単明暗光又は等明暗光とするときは、それぞれの光り方を同期させること。

- ト 前灯の頭標は、後灯の頭標より低い位置に設置すること。
- 指前灯にあつては、次の設備を有するものであること。
 - イ 灯光の色は、次の（一）から（三）までに掲げる色の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに定める水域において視認できるものであること。
 - (1) 白 可航水域（水源（別表第一の備考に規定する水源をいう。以下この号及び第十九条第一項第五号において同じ。）に向かつて可航水域の左端及び可航水域の右端の水域を除く。）
 - (2) 緑 水源に向かつて可航水域の左端及び可航水域の左側の水域
 - (3) 赤 水源に向かつて可航水域の右端及び可航水域の右側の水域
 - ロ 灯光の光り方は、不動光、単明暗光又は等明暗光とし、原則として同一のものであること。ただし、これらを同一のものとする適当でない場合には、不動光及び等明暗光（一周期が四秒のものに限る。）とすることができる。この場合において、赤及び緑の灯光の光り方は、同一のものであること。
 - 十一 照射灯にあつては、次の設備を有するものであること。
 - イ 灯光が照射する範囲は、設置の目的に適合するものであること。
 - ロ 灯光の色は、白であること。ただし、白とすることが適当でない場合には、赤又は緑とすることができる。
 - ハ 灯光の光り方は、不動光であること。
 - ニ 副標を設置する場合には、当該副標の塗色は、白であること。
 - 十二 施設灯の灯質は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

前項の施設灯以外のもの	黄	白
単せん光又は群せん光	モールス符号光（一周期が八秒以上十五秒以下のものであって、モールス符号の「」の信号に係るものに限る。）	モールス符号光（一周期が八秒以上十五秒以下のものであって、モールス符号の「」の信号に係るものに限る。）

橋脚	黄	白
不動光、単せん光、群せん光又はモールス符号光（「」の信号に係るものを除く。）	不動光、単せん光、群せん光（一周期が十秒のものに限る。）又はモールス符号光（「」の信号に係るものを除く。）	不動光、等明暗光、長せん光

区分	灯質
左側	緑
右側	赤
中央	白
橋脚	黄

備考

- 一 この表において「左側端灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の左側（別表第二の備考第一号に規定する左側をいう。第十九条第一項第八号において同じ。）の端を示す施設をいう。
- 二 この表において「右側端灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の右側（別表第二の備考第一号に規定する右側をいう。第十九条第一項第八号において同じ。）の端を示す施設をいう。
- 三 この表において「中央灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の中央を示す施設をいう。
- 四 この表において「橋脚灯」とは、橋脚を示す施設をいう。

ロ 左側端灯、右側端灯及び中央灯に係る灯光の光り方は、原則として同一のものとし、不動光以外の光り方とする場合には、これらを同期させること。

ハ 橋梁の下に複数の可航水域又は航路がある場合であつて、主たる可航水域又は航路を区別して示す必要があるときは、主たる可航水域又は航路を示すための灯光の光り方は、不動光以外とする。

十四 霧信号所にあつては、次の設備を有するものであること。

イ 施設灯と併せて設置する霧信号所にあつては、音達距離が二海里以上であり、かつ、一周期が三十秒以内のモールス符号の「」の信号に係る音を吹鳴するものであること。

ロ イに規定する霧信号所以外のものにあつては、一周期が六十秒以内の音を吹鳴するものであること。

ハ 音の吹鳴の一周期は、付近の霧信号所と明確に区別できるものであること。

十五 無線方位信号所にあつては、次の設備を有するものであること。

イ 有効範囲は、設置の目的に適合するものであること。

ロ レーダーから発射された電波を受信したときは、それに応答して電波を発射し、当該レーダーの指示器上にその位置を表示させるものであること。

ハ イ及びロに規定するもののほか、無線方位信号所の設備に関し必要な事項として海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。

十六 ディファレンシャルの局にあつては、次の設備を有するものであること。

イ 衛星の電波を受信して得られる測位誤差を補正する衛星測位誤差補正情報を送信できるものであること。

ロ イに規定するもののほか、ディファレンシャルの局の設備に関し必要な事項として海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。

十七 霧信号所の設備は、海上保安庁長官が定める情報自動的に送信するものであること。

十八 船舶通航信号所にあつては、次の設備を有するものであること。

イ 情報収集用設備は、レーダー、船舶自動識別装置、テレビカメラ、無線電話その他の手段により、船舶交通の状況及び船舶交通の安全を確保するために必要な情報を的確に収集できるものであること。

ロ 情報提供用設備は、無線電話、電光表示盤その他の手段により、船舶に対して迅速かつ的確に船舶交通の状況及び船舶交通の安全を確保するために必要な情報を提供できるものであること。

十九 潮流信号所の設備は、船舶に対して迅速かつ的確に潮流に関する情報を提供できるものであること。

2 地形的理由その他のやむを得ない理由により前項の基準によることができない航路標識については、同項の基準にかかわらず、海上保安庁長官が別に定める基準によることができる。(管理の方法の基準)

第七条 法第十二条第三号(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 所定の運用時間中航路標識の運用を確実に維持すること。

二 航路標識の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態に維持すること。

三 建築物、植物その他の物件により航路標識の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置をとること。

四 やむを得ない事由により、航路標識の運用を停止し、又は航路標識の機能を損なうこととなった場合及び当該航路標識の運用又は機能が復旧した場合に必要な海上保安庁との連絡体制を整備すること。

五 天災その他の事故により、航路標識の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めるとともに、その運用をできるだけ継続する等船舶交通の危害予防のため適当な措置をとること。

六 航路標識につき改修その他の工事を行うときは、船舶の航行を阻害しないように適当な措置をとること。

七 航路標識には、灯光、音響又は電波を発生する機器の部品のうち交換が可能な部品について、必要数量の予備品を確保しておくこと。(許可を要しない軽微な変更)

第八条 法第十三条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 第二条第二項第五号に掲げる告示要項書に係る変更

二 前条第四号の規定の適用を受けて整備された海上保安庁との連絡体制に係る変更(変更の許可申請)

第九条 法第十三条第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第三号様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航路標識の種類

三 航路標識の位置

四 航路標識の名称

五 変更しようとする事項

六 変更を必要とする理由

七 変更後の供用開始の予定期日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 航路標識の位置に係る変更がある場合には、第二条第二項第一号及び第五号の書類に変更後の位置を記入したものと並びに変更後の位置に係る同項第二号の書類

二 航路標識の構造に係る変更がある場合には、第二条第二項第三号及び第五号の書類に変更後の状況を記入したもの

三 航路標識の設備に係る変更がある場合には、第二条第二項第四号及び第五号の書類に変更後の状況を記入したもの

3 第四条の規定は、前二項の場合について準用する。(電波を使用する航路標識)

第九条の二 法第十三条第三項の国土交通省令で定める航路標識は、AIS信号所とする。(変更の届出)

第九条の三 法第十三条第三項又は第五項の規定による変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第三号の様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 AIS信号所の位置

三 AIS信号所の名称

六 変更した日時(届出を要する変更)

第十条 法第十三条第六項の国土交通省令で定める事項は、航路標識の供用開始の予定期日とする。

(供用の休廃止等の届出)

第十一条 法第十四条の規定により、航路標識の供用の休止、廃止又は再開の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第四号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航路標識の種類

三 航路標識の位置

四 航路標識の名称

五 休止の届出の場合には、休止の予定期日及び期間並びに休止に伴う措置

六 廃止の届出の場合には、廃止の予定期日及び廃止に伴う措置

七 再開の届出の場合には、再開の予定期日

八 休止、廃止又は再開を必要とする理由(事故が発生した場合の報告)

第十二条 法第十五条の規定による報告は、電話、ファクシミリ装置その他なるべく早く到着するような手段によらなければならない。

2 海上保安庁長官は、前項の報告があつたときは、必要と認める書類の提出を命ずることができる。(直接管理)

第十三条 法第十八条第二項の規定により直接に管理する場合は、次の各号によらなければならない。

一 法第十一条第一項の許可を受けた者にその旨を事前に通知すること。

二 管理の期間その他の条件は、海上保安庁長官と法第十一条第一項の許可を受けた者とが協議して定めるところによるものであること。

2 海上保安庁長官は、航路標識を直接に管理するために必要と認める書類の提出を命ずることができる。(取用)

第十四条 法第十八条第二項の規定により取用する場合は、法第十一条第一項の許可を受けた者にその旨を事前に通知しなければならない。

2 海上保安庁長官は、法第十一条第一項の許可に係る航路標識についての第五号様式による調

書その他必要と認める書類の提出を命ずること
ができる。

第二節 灯光、音響又は電波以外の手段により日本の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識の設置及び管理

(設置の届出)

第十五条 法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、第六号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 航路標識の設置位置及び付近の状況を示した図面
 - 二 航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類
 - 三 航路標識の全体を示した側面図
 - 四 第二号様式による告示要項書
- (届出書の記載事項)
- 第十六条** 法第二十一条第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 設置の目的
 - 二 航路標識の供用開始の予定期日
 - 三 その他参考となるべき事項
 - 四 (事前届出を要しない軽微な変更)

第十七条 法第二十一条第二項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 第十五条第二項第四号に掲げる告示要項書に係る変更
- 二 第二十条第四号の規定の適用を受けて整備された海上保安庁との連絡体制に係る変更

(変更の届出)

第十八条 法第二十一条第二項の規定による変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第七号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 航路標識の種類
 - 三 航路標識の位置
 - 四 航路標識の名称
 - 五 変更しようとする事項
 - 六 変更を必要とする理由
 - 七 変更後の供用開始の予定期日
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 航路標識の位置に係る変更がある場合には、第十五条第二項第一号及び第四号の書類に変更後の位置を記入したものと並びに変更後の位置に係る同項第二号の書類
- 二 航路標識の構造に係る変更がある場合には、第十五条第二項第三号及び第四号の書類に変更後の状況を記入したもの
- 三 航路標識の設備に係る変更がある場合には、第十五条第二項第四号の書類に変更後の状況を記入したもの

(位置、構造及び設備の基準)

第十九条 法第二十一条第三項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 既設の航路標識の機能を損なわないように設置すること。
- 二 航路標識の機能に及ぼす地形的影響ができるだけ少ない場所に、かつ、建築物、植物その他の物件により当該航路標識の機能が損なわれないように設置すること。
- 三 自重、波浪等による損傷等が航路標識の機能を損なわず、当該航路標識を継続して使用することに影響を及ぼさないこと。
- 四 陸上に設置される立標及び橋梁標に係る標体並びに海上に設置される立標及び浮標に係る標体及び頭標の塗色は、白、黒、赤、黄、緑又は青とし、海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。
- 五 立標にあるものは、種類別に次の構造及び設備を有するものであること。

- (1) 標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。

- (2) 標体の塗色は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区分	標体の塗色
港口又は湾口に設置する立標であつて、水源に向かつて当該港口又は湾口の左側であること	白
港口又は湾口に設置する立標であつて、水源に向かつて当該港口又は湾口の右側であること	赤

- (3) 標体を带状に塗色する場合にあつては、帯の幅は、標体の高さを奇数等分した値であること。

湾口の右側であること を示すもの	黄
工事区域、作業区域その他の特別な区域の境界を示す立標	白(白では視認が困難である場合にあつては、最上部から带状に白及び黒又は白及び赤)
前三項の立標以外のもの	白(白では視認が困難である場合にあつては、最上部から带状に白及び黒又は白及び赤)

- (1) 標体の形状は、柱形であること。

- (2) 標体の塗色は、別表第三の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりであること。

- (3) 標体を带状に塗色する場合にあつては、帯の幅は、標体の高さを二等分又は三等分した値であること。

- (4) 標体を縦縞に塗色する場合にあつては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。

- (5) 頭標を設置すること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- (6) 頭標の形状及び塗色は、別表第三の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

- 六 浮標にあつては、次の構造及び設備を有するものであること。

- イ 標体の形状及び塗色は、別表第四の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりであること。
- ロ 標体を带状に塗色する場合にあつては、帯の幅は、標体の高さを二等分又は三等分した値であること。
- ハ 標体を縦縞に塗色する場合にあつては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。

- 二 頭標を設置すること。ただし、標体の形状が設置すべき頭標と同一の形状の場合又は構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- ホ 頭標の形状及び塗色は、別表第四の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

- 七 導標にあつては、次の位置、構造及び設備を有するものであること。

- イ 前標及び後標の位置は、それぞれの頭標を縦に一直線上に視認して進行した場合に安全に航行できるものであること。

- ロ 標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。

- ハ 頭標を設置すること。

- 二 前標の頭標は、後標の頭標より低い位置に設置すること。

- 八 橋梁標に係る標体の形状及び塗色は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区分	標体	塗色
左側端標	形状 正方形	緑
右側端標	形状 向上き正三角	赤
中央標	形状 円形	白地に二本以上の赤の縦縞

- 一 この表において「左側端標」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の左側の端を示す施設をいう。

- 二 この表において「右側端標」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の右側の端を示す施設をいう。

- 三 この表において「中央標」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の中央を示す施設をいう。

- 2 地形的理由その他のやむを得ない理由により前項の基準によることができない航路標識については、同項の基準にかかわらず、海上保安庁長官が別に定める基準によることができる。
- (管理の方法の基準)
- 第二十条** 法第二十一条第四項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 所定の運用時間中航路標識の運用を確実に維持すること。

- 二 航路標識の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態に維持すること。
 - 三 建築物、植物その他の物件により航路標識の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置をすること。
 - 四 やむを得ない事由により、航路標識の運用を停止し、又は航路標識の機能を損なうこととなった場合及び当該航路標識の運用又は機能が復旧した場合に必要な海上保安庁との連絡体制を整備すること。
 - 五 天災その他の事故により、航路標識の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めるとともに、その運用をできるだけ継続する等船舶交通の危害予防のため適当な措置をすること。
 - 六 航路標識につき改修その他の工事を行うときは、船舶の航行を阻害しないように適当な措置をすること。
- (直接管理)
- 第二十一条** 第十三条の規定は、法第二十一条第七項の規定により直接に管理する場合について準用する。この場合において、第十三条第一項中「法第十一条第一項の許可を受けた者」とあるのは、「法第二十一条第一項の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。
- (収用)
- 第二十二条** 第十四条の規定は、法第二十一条第七項の規定により収用する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「法第十一条第一項の許可を受けた者」とあるのは「法第二十一条第一項の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。
- (承継の届出)
- 第二十三条** 法第二十一条第九項の規定による航路標識の設置の届出をした者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第八号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 航路標識の種類
 - 四 航路標識の位置
 - 五 航路標識の名称

- 六 承継の理由
 - 七 承継の年月日
 - 八 航路標識の管理の方法
- 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該承継の事実を証する書類
 - 二 相続の場合にあつては、届出者と被相続人との続柄を証する書類
 - 三 相続の場合であつて、届出者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書類並びに当該届出に対するその者の同意書
- (届出を要する変更)
- 第二十四条** 第十条の規定は、法第二十一条第十項において読み替えて準用する法第十三条第六項の国土交通省令で定める事項について準用する。
- (供用の休廃止等の届出)
- 第二十五条** 第十一条の規定は、法第二十一条第十項において準用する法第十四条の規定による航路標識の供用の休止、廃止又は再開の届出について準用する。
- (事故が発生した場合の報告)
- 第二十六条** 第十二条の規定は、法第二十一条第十項において準用する法第十五条の規定による報告について準用する。
- 第三章 雑則**
- 第二十七条** 法第二十三条第三項の職員を身分を示す証票は、第九号様式によるものとする。
- 第五章 雑則**
- (聴聞開催の公示)
- 第二十八条** 海上保安庁長官又は海上保安官は、法第二十六条第二項、法第二十七条第二項及び法第二十八条第二項若しくは第三項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、あらかじめ、当該処分の件名を番号を付し、その旨を管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。
- (延滞金)
- 第二十八条の二** 法第三十四条第二項の規定により海上保安庁長官が徴収する延滞金の額は、負担金を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金の額に年十七パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金の額の一部につき納付が

- あつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金の額は、その納付のあつた負担金の額を控除した額による。(電波を使用する航路標識)
- 第二十八条の三** 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める航路標識は、AIS信号所とする。
- (情報の送信の届出)
- 第二十八条の四** 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第十号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 届出に係る施設の位置
 - 三 届出に係る施設の名称
 - 四 送信を希望する情報の内容(AIS信号により示す地点(次条において単に「地点」という。))の数を含む。
 - 五 情報の送信を必要とする理由
 - 六 希望する情報の送信の開始期日及び終了期日
 - 七 その他参考となるべき事項
- (手数料の額)
- 第二十八条の五** 法第三十六条第二項の手料の額は、同条第一項の規定により海上保安庁が送信する情報に係る地点の数が一の場合には一万二千五百円、二以上の場合には一万二千五百円十円を一を増すごとに二千七百円を加算した額とする。
- (権限の委任)
- 第二十九条** 法及びこの省令に規定する海上保安庁長官の権限のうち、法第十三条第三項第三号及び第四項、法第二十四条並びに法第三十六条第一項並びに第四条ただし書、第六条、第十九条、第二十八条の四及び別表第一の備考の規定によるもの以外のものは、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。
- 第三十条** 法第十三条第三項第三号及び第四項の規定による海上保安庁長官の権限は、同条第三項第三号に規定する当該特定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。
- 第三十一条** 法第二十四条の規定による海上保安庁長官の権限(同条ただし書に規定する方法による場合に限る。)は、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

- 4 法第三十六条第一項及び第二十八条の四の規定による海上保安庁長官の権限は、当該空港、道路、港湾その他の施設の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。
 - 5 管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの長に行わせるものとする。
 - 一 法第二章第三節(法第十三条第三項第三号及び第四項を除く。)、法第二十一条(法第四十一条第一項に係る部分を除く。)、法第二十三条第一項及び第二項並びに法第三十七条第一項第二号及び第三号(法第六条第二項及び法第二十八条第三項に係る部分を除く。)、並びにこの省令(第一条の二、第一条の四、第一条の五第一号、第二十八条及び第二十八条の四を除く。))の規定による権限。当該航路標識(海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第一条第二項に規定する同法を適用する海域に設置するもの及び当該海域以外の海域に設置する第一条第十四号から第十八号までに掲げるものを除く。次項において同じ。))の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部
 - 二 法第三章、法第三十七条第一項第二号及び第三号(法第二十八条第三項に係る部分に限る。)、並びに法第三十八条並びに第二十八条の規定による権限
 - イ 海上保安監部、海上保安部又は海上交通センター(当該海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターが管理する航路標識に係るものに限る。)
 - ロ 海上保安監部又は海上保安部(当該海上保安監部又は海上保安部の管轄する場所にある航路標識であつて、海上保安庁以外の者が管理するものに限る。)
 - 6 第一項の規定により管区海上保安本部長が行うこととされた権限のうち、法第十条の規定によるものは、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部の長も行うことができる。
- 附則**
- この省令は、公布の日から施行する。
- 明治二十一年通信省訓令第十号及び公設航路標識業務規則(昭和七年通信省令第二十七号)は、廃止する。

附則（昭和三十二年二月二日運輸省令第五二号）
この省令は、昭和三十三年一月一日から施行する。

附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年三月二五日運輸省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行前にした改正前の第一条、第三条又は第七条の規定による申請については、なお従前の例による。

附則（平成六年九月三〇日運輸省令第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

第三条 この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

附則（平成九年五月六日運輸省令第三〇号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の航路標識法施行規則第一条又は第七条の規定による申請については、なお従前の例による。

附則（平成二五年五月一六日国土交通省令第四七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月三一日国土交通省令第四号）
この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年一〇月二五日国土交通省令第六四号）

この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。ただし、第八条中別表第六の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）
（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年六月二三日国土交通省令第四二号）
この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附則（令和三年一〇月一日国土交通省令第六三三号）
この省令は、令和三年十一月一日から施行する。

別表第一（第六条第一項第六号口及び二関係）

区分	標体の塗色	灯質	色	光り方
港口又は湾白	緑	不動光、単明暗光、群明暗光、等明暗光、単せん光、群せん光、連成不動単せん光又は連成不動群せん光	緑	光り方
港口又は湾赤	赤	不動光、単明暗光、群明暗光、等明暗光、単せん光、群せん光、連成不動単せん光又は連成不動群せん光	赤	光り方

とを示すも
工事区域、作業区域その他の特別な区域の境界を示す灯

前三項の灯台以外のものも
視認が困難な海暗光、等明暗光である場合を示す（周期が六秒以上であつて、燈光上のものに限り、最上部にあつて、単せん光又は帯状にては、は群せん光又は白及び黒又は白及び赤又は白及び緑）

白及び不動互光、単せん赤、白ん互光、群せん及び緑互光又は複合群又は赤せん互光及び緑

黄
単せん光

黄
単せん光

黄
単せん光

備考
この表において「水源」とは、港その他の海上保安庁長官が定める場所をいう。

別表第二（第六条第一項第七号口、ホ及びト並びに同項第八号口、ホ及びト関係）

区分	標体の塗色	灯質	色	光り方	形状	塗色
右舷	赤	単せん光、群せん光、連成急せん光又はモールス符号光（モールス符号の「>」から「<」までの信号に係るものに限る）	赤	光り方	円筒形	緑
左舷	緑	単せん光、群せん光、連成急せん光又はモールス符号光（モールス符号の「>」から「<」までの信号に係るものに限る）	緑	光り方	円筒形	赤

識標
下半を
黄

東
上方白
を黒、中央部を黄、下部を黒

群急せん光（一周期に三つの明間を有し、かつ三つの暗間を有し、かつ三つの暗間（相対的に長と下向）の長い暗間をいう。以下この表において同じ。）を有するものに限る。

上から直線上に垂した形

南
上方白
を黒、中央部を黄、下部を黒

群急せん光（一周期に六つの短明間（相対的に長さの短い明間をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ六つの短明間の後連掲しに限り、一つの長明間（相対的に長さの長い明間をいう。）を有するものに限る。）

下向き黒

西
上方白
を黄、中央部を黒、下部を黄

群急せん光（一周期に九つの明間を有し、かつ九つの暗間を有するものに限る。）

上から直線上に垂した形

北
上方白
を黒、中央部を赤、下部を黒

群急せん光（一周期が五秒又は十秒のものであつて、二つの明間を有するものに限る。）

上向き黒

識標
下半を
黒

安	白	等明暗光（一周期が四球形のものに限る。）	赤
全	及び赤	せん光（一周期が十秒のものに限る。）又はモールス符号光（一周期が八秒のものであって、モールス符号のVの信号に係るものに限る。）	
水	縞		
域			
標			
識			
特	黄	単せん光、群せん光（一周期が二十秒のものであって、五つの明間を有するものに限る。）又はモールス符号光（モールス符号のV及び「の信号に係るものを除く。）	黄
殊			
標			
識			
緊	黄及び青及び黄	明暗互光	十字形
急			黄
沈	縞		
船			
標			
識			

備考
一 この表において「左舷標識」とは、航路の左側（水源（別表第一の備考に規定する水源をいう。以下この号において同じ。）に向かって左側をいう。以下この号及び次号において同じ。）の端であること、右側（水源に向かって右側をいう。次号において同じ。）に可航水域があること又は左側に沈没船その他の障害物があることを示す施設をいう。

二 この表において「右舷標識」とは、航路の右側の端であること、左側に可航水域があること又は右側に沈没船その他の障害物があることを示す施設をいう。

三 この表において「北方位標識」とは、北側に可航水域があること、南側に沈没船その他の障害物があること又は北側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。

四 この表において「東方位標識」とは、東側に可航水域があること、西側に沈没船その他の障害物があること又は東側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。

五 この表において「南方位標識」とは、南側に可航水域があること、北側に沈没船その他の障

害物があること又は南側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。

六 この表において「西方位標識」とは、西側に可航水域があること、東側に沈没船その他の障害物があること又は西側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。

七 この表において「孤立障害標識」とは、沈没船その他の障害物が孤立してあることを示す施設をいう。

八 この表において「安全水域標識」とは、航路の中央であること又は周囲に可航水域があることを示す施設をいう。

九 この表において「特殊標識」とは、工事区域、作業区域その他の特別な区域の境界であること又は海洋観測を行う施設その他の特別な施設があることを示す施設をいう。

十 この表において「緊急沈船標識」とは、沈没船があることを示すため、緊急に設置する施設をいう。

別表第三（第十九条第一項第五号ロ（二）及び（六）関係）

区分	標体の塗色	頭標	塗色
左舷標識	緑	円筒形	緑
右舷標識	赤	上向き円すい形	赤
北方位標識	上半分を黒、下半分を黄	上向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
東方位標識	上半分を黒、下半分を黄	上向き円すい形一個と下向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
南方位標識	上半分を黄、下半分を黒	下向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
西方位標識	上半分を黄、下半分を黒	下向き円すい形一個と上向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
孤立障害標識	上部を黒、下部を赤	球形二個を垂直線上に連掲した形	黒

安全水域白及び赤の縦球形標識

特殊標識黄及び青の縦十字形標識

緊急沈船黄及び青の縦十字形標識

この表において「左舷標識」、「右舷標識」、「北方位標識」、「東方位標識」、「南方位標識」、「西方位標識」、「孤立障害標識」、「安全水域標識」、「特殊標識」又は「緊急沈船標識」とは、それぞれ別表第二の備考第一号から第十号までに規定する左舷標識、右舷標識、北方位標識、東方位標識、南方位標識、西方位標識、孤立障害標識、安全水域標識、特殊標識又は緊急沈船標識をいう。

別表第四（第十九条第一項第六号イ及びホ関係）

区分	標体の塗色	頭標	塗色
左舷標識	緑	円筒形	緑
右舷標識	赤	上向き円すい形	赤
北方位標識	上半分を黒、下半分を黄	上向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
東方位標識	上半分を黒、下半分を黄	上向き円すい形一個と下向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
南方位標識	上半分を黄、下半分を黒	下向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
西方位標識	上半分を黄、下半分を黒	下向き円すい形一個と上向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒

孤立障害やぐら形上部を黒、球形二個を垂直黒

害標識 中央部を線上に連掲した赤、下部を黒

安全水域白及び赤球形標識

特殊標識やぐら形黄

緊急沈やぐら形黄及び青十字形

この表において「左舷標識」、「右舷標識」、「北方位標識」、「東方位標識」、「南方位標識」、「西方位標識」、「孤立障害標識」、「安全水域標識」、「特殊標識」又は「緊急沈船標識」とは、それぞれ別表第二の備考第一号から第十号までに規定する左舷標識、右舷標識、北方位標識、東方位標識、南方位標識、西方位標識、孤立障害標識、安全水域標識、特殊標識又は緊急沈船標識をいう。

区分	標体の塗色	頭標	塗色
左舷標識	緑	円筒形	緑
右舷標識	赤	上向き円すい形	赤
北方位標識	上半分を黒、下半分を黄	上向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
東方位標識	上半分を黒、下半分を黄	上向き円すい形一個と下向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
南方位標識	上半分を黄、下半分を黒	下向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
西方位標識	上半分を黄、下半分を黒	下向き円すい形一個と上向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒

球状凸出主たる位置 電波の形式、周波数及び空中線電力 電波の放射角 呼出符号 記号	
---	--

6 船舶無線機呼出符（電波表の欄を参照しないもの）用

名	姓	姓	名
姓		姓	
名		名	
北		北	
家		家	
呼		呼	
電		電	
波		波	
の		の	
形		形	
式		式	
周		周	
波		波	
数		数	
及		及	
び		び	
空		空	
中		中	
線		線	
電		電	
力		力	
呼		呼	
出		出	
符		符	
号		号	
に		に	
使		に	
用		用	
す		す	
る		る	
用		用	
語		語	
句		句	
号		号	
記		記	

7 船舶無線機呼出符（電波表の欄を参照するもの）用

名	姓	姓	名
姓		姓	
名		名	
北		北	
家		家	
呼		呼	
出		出	
符		符	
号		号	
に		に	
使		に	
用		用	
す		す	
る		る	
用		用	
語		語	
句		句	
号		号	
記		記	

電	色	及	び	構	造
電	路	電	路	電	路
高	さ				
実	際				
使	用				
に					
使					
用					
す					
る					
用					
語					
句					
号					
記					

8 船舶無線機呼出符

名	姓	姓	名
姓		姓	
名		名	
北		北	
家		家	
呼		呼	
電		電	
波		波	
の		の	
形		形	
式		式	
周		周	
波		波	
数		数	
及		及	
び		び	
空		空	
中		中	
線		線	
電		電	
力		力	
呼		呼	
出		出	
符		符	
号		号	
に		に	
使		に	
用		用	
す		す	
る		る	
用		用	
語		語	
句		句	
号		号	
記		記	

9 呼称、呼称、電波及び船舶無線機

名	姓	姓	名
姓		姓	
名		名	
北		北	
家		家	
呼		呼	
電		電	
波		波	
の		の	
形		形	
式		式	
周		周	
波		波	
数		数	
及		及	
び		び	
構		構	
造		造	

五	三	三	三
「	」		
記			

第3号様式（第9条関係）

船舶無線機変更許可申請書

年 月 日

船 名

右記又は右欄及び右欄並びに記入
にあつては、その代表者の氏名

船舶無線機の変更をしないので、船舶無線機法第13条第1項の規定により、次のと
り申請します。

- 1 船舶無線機の種別
- 2 船舶無線機の位置
- 3 船舶無線機の名称
- 4 変更しようとする事項
- 5 変更を必要とする理由
- 6 変更後の船舶無線機呼出符

（注） 用紙の大きさは、日本標準規格A用4番とすること。

第3号の2様式(第9条の3関係)

第3号の2様式(第9条の3関係)

A I S 信号所の設備変更届出書

年 月 日

取 扱

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

A I S 信号所の設備を変更したので、軌道標識法第 4 条(第3項・第5項)の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 A I S 信号所の位置
- 2 A I S 信号所の名称
- 3 変更した事項
- 4 変更を必要とした理由
- 5 変更した日時

(注) 1 用紙の大きさは、日本標準規格A用4番とする。2 上記4については、軌道標識法第 13 条第3項の規定による変更の届出の場合に記載すること。

第4号様式(第11条、第25条関係)

第4号様式(第11条、第25条関係)

軌道標識(休止・廃止・再開)届出書

年 月 日

取 扱

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

軌道標識の取扱い(休止・廃止・再開)について、軌道標識法第 14 条(同法第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 軌道標識の種類
- 2 軌道標識の位置
- 3 軌道標識の名称
- 4 休止の予定年月及び再開並びに休止に伴う措置
- 5 廃止の予定年月及び廃止に伴う措置
- 6 再開の予定年月
- 7 休止、廃止又は再開を必要とする理由

(注) 1 用紙の大きさは、日本標準規格A用4番とする。2 不鮮の文字を削除して使用する。3 上記4については、休止の届出の場合に記載すること。4 上記5については、廃止の届出の場合に記載すること。5 上記6については、再開の届出の場合に記載すること。

第5号様式(第14条、第22条関係)

第5号様式(第14条、第22条関係)

調 査 書

- 1 軌道標識の種類
- 2 軌道標識の名称
- 3 軌道標識の位置(所在地、区画、東側)

4 主線	種別	種番	種目	区画	東側	種別	種番	種目	区画	東側
支線	種別	種番	種目	区画	東側	種別	種番	種目	区画	東側

- 5 立木竹
- 6 樹木
- 7 工務物
- 8 敷設設備

上記に附添ありません。

取 扱

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(注) 1 用紙の大きさは、日本標準規格A用4番とする。2 当該軌道標識及びその設置箇所の形状(配置を含む)平面図、土地の所有者(記録簿記載)、建築物の敷地及びその平面図並びに軌道標識の構造図を添付すること。

第6号様式(第15条関係)

第6号様式(第15条関係)

軌道標識設置届出書

年 月 日

取 扱

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

軌道標識を設置したので、軌道標識法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 軌道標識の種類
- 2 軌道標識の位置、構造及び設備
- 3 軌道標識の管理の方法
- 4 設置の目的
- 5 軌道標識の使用開始の予定年月
- 6 その他必要となるべき事項

(注) 1 用紙の大きさは、日本標準規格A用4番とする。2 上記2については、管理用者の顔写真も添付すること。

第7号様式(第18条関係)

第7号様式(第18条関係)

軌跡協議変更届出書

年 月 日

届 出 者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

軌跡協議の変更をしようとするので、軌跡協議法第24条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 軌跡協議の種別
- 2 軌跡協議の位置
- 3 軌跡協議の名称
- 4 変更しようとする事項
- 5 変更を必要とする理由
- 6 変更後の供用開始の予定期日

(注) 用紙の大きさは、日本標準規格A4用紙とすること。

第8号様式(第23条関係)

第8号様式(第23条関係)

軌跡協議の設置の届出をした者の地位の承継届出書

年 月 日

届 出 者

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

軌跡協議の設置の届出をした者の地位を承継したので、軌跡協議法第25条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 継承人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 軌跡協議の種別
- 3 軌跡協議の位置
- 4 軌跡協議の名称
- 5 承継の理由
- 6 承継の日付
- 7 軌跡協議の管理の方法

(注) 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4用紙とすること。
2 上記1については、管轄自治体の連絡先も記載すること。

第9号様式(第27条関係)

(表)

立入検査証

下記の者は、軌跡協議法第28条第1項の規定により立入検査を受ける場所であることを証明する。

姓 名 _____

官 職 _____

住所 _____

〒 _____

管 轄 官 庁

管 轄 官 庁 長 官 印

年 月 日

検 査 官 印

検 査 官 氏 名

検 査 官 職 名

検 査 官 職 階 級

検 査 官 職 階 級 記 号

検 査 官 職 階 級 記 号

(注) 1 検査官は、軌跡協議法第28条第1項の規定により立入検査を受ける場所であることを証明する。
2 上記1については、管轄自治体の連絡先も記載すること。

第10号様式(第28条の4関係)

第10号様式(第28条の4関係)

AIS信号所による情報の送信に関する届出書

年 月 日

届 出 者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

電上検定を行ったAIS信号所による情報の送信について、軌跡協議法第28条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 届出に係る船隻の位置
- 2 届出に係る船隻の名称
- 3 送信を希望する情報の内容(AIS信号所により送信地点の数を含む。)
- 4 情報の送信を必要とする理由
- 5 希望する情報の送信の開始期日及び終了期日
- 6 その他参考となるべき事項

(注) 用紙の大きさは、日本標準規格A4用紙とすること。